

訴訟の提起について（人事室及び教育委員会関係）

次のとおり不当労働行為救済命令取消請求訴訟を提起する。

当事者及び名	事件概要
<p>1 原告 大阪市 被告 国 2 東京地方裁判所 不当労働行為救済命令取消請求事件</p>	<p>本市が訴外大阪市従業員労働組合ほか2名（以下「訴外市従等」という。）に対し、給与の一部控除に関する協定書から組合費の文言を削除し、又は給与からの組合費の控除に関する協定書を廃止して、訴外市従等の組合員の給与からの組合費の控除を平成25年3月31日までとする覚書を締結する旨を通告したことは、訴外市従等の運営を支配し、又はこれに介入する不当労働行為であるとして、訴外市従等が、本市に対し、同通告の撤回、削除又は廃止をする前の各協定書を有効なものとして取り扱うこと及び同通告を行ったことに関する謝罪文を掲示することを求めていた不当労働行為救済申立事件において、平成26年2月20日に、本市に対し、給与の一部控除に関する協定書から組合費の文言を削除し、又は給与からの組合費の控除に関する協定書を廃止して、訴外市従等の組合員の給与からの組合費の控除を平成25年3月31日までとする覚書を締結する旨の申入れがなかったものとして取り扱うとともに、今後同申入れのような不当労働行為を繰り返さないようにすることを約する文書（以下「約する文書」という。）を訴外市従等に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので、平成26年3月6日に、中央労働委員会に対し再審査の申立てを行ったところ、平成27年12月9日に、同命令が変更され、本市に対し、約する文書を訴外市従等に速やかに手交すべき旨の命令があり、同命令に不服があるので同命令の取消しを求めるもの</p>

平成27年12月17日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

不当労働行為救済命令取消請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。